

令和5年

藤井寺市柏原市学校給食組合議会

第1回定例会 会議録

令和5年2月6日

令和5年藤井寺市柏原市学校給食組合議会第1回定例会会議録

令和5年2月6日(月)
午前11時00分開議

○議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3	議員提出議案第1号	藤井寺市柏原市学校給食組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定 について
日程第4	議案第1号	藤井寺市柏原市学校給食組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定 について
日程第5	議案第2号	藤井寺市柏原市学校給食組合行政不服審査法施行条例の制定について
日程第6	議案第3号	藤井寺市柏原市学校給食組合行政不服等審査会条例の制定について
日程第7	議案第4号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について
日程第8	議案第5号	職員の降給に関する条例の制定について
日程第9	議案第6号	職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
日程第10	議案第7号	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第11	議案第8号	令和4年度藤井寺市柏原市学校給食組合補正予算(第2号)について
日程第12	議案第9号	令和5年度藤井寺市柏原市学校給食組合予算について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12まで

○出席議員(10名)

1番 梅原 壽恵君 2番 山本 修広君 3番 花崎 由貴子君 4番 松木 洋介君
5番 山口 由華君 6番 田中 秀昭君 7番 玉田 日登美君 8番 木下 誇君
9番 橋本 満夫君 10番 山本 忠司君

○地方自治法第121条の規定による出席者

管理者 岡田 一樹君 副管理者 富宅 正浩君 教育長 濱崎 徹君
事務局長 高木 康晴君 総務課長 清水 康弘君 給食課長 花田 淳君
課長代理 馬越 早希子君 総務係長 仲井 良彰君 主 事 岡田 亜沙美君

○会議録署名議員

6番 田中 秀昭君 8番 木下 誇君

○議長(山本 忠司君)

ただいまから、令和5年藤井寺市柏原市学校給食組合議会第1回定例会を開会いたします。

議員各位には、時節柄大変ご多忙の折にも拘わりませずご出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

本日の案件は、条例案件8件、補正予算案件1件、令和5年度当初予算案件の計10件でございます。議案の審議にあたりましては慎重審議のうえ、ご決定を賜りますよう、よろしくお祈りを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

それでは本定例会の開会に当たりまして、管理者より挨拶をお受けすることといたします。岡田管理者。

○管理者(岡田 一樹君)

皆様、おはようございます。議長のお許しをいただきまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和5年第1回定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私とも何かとお忙しい中、ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。平素から、学校給食組合の運営に対しまして、温かいご支援、ご協力を賜っておりますこと、重ねて厚くお礼を申し上げます。

本日、ご審議をお願いいたします案件は、条例案件7件、補正予算案件1件、令和5年度予算案件の計9件でございます。いずれも重要な案件でございます。何卒よろしくご審議のうえ、ご決定を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(山本 忠司君)

ありがとうございました。

只今の出席議員は10名。定足数に達しております。

これより議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

それでは日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、議長において、6番 田中秀昭議員、8番 木下誇議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(山本 忠司君)

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日限りとすることに決しました。

次に、日程第3、議員提出議案第1号、藤井寺市柏原市学校給食組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とし、職員をして提案理由の説明をいたさせます。

○事務局長(高木 康晴君)

はい、議長

○議長(山本 忠司君)

高木事務局長

○事務局長(高木 康晴君)

只今上程されました、議員提出議案第1号、藤井寺市柏原市学校給食組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

議員提出議案書の1頁をお開き願います。

本件につきましては、令和5年4月1日に施行されます個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、地方自治体は改正後の新個人情報保護法が適用されることとなりますが、本組合議会は同法の適用対象から除外されておりますことから、同法と同様の措置を講じるため、新たに条例を制定するものでございます。

制定内容につきましては、2頁以降をご覧ください。本組合議会における個人情報の対象及びその取扱い、審査会への諮問、並びに罰則等について規定しており、本条例の構成は、新個人情報保護法との整合性を勘案し、基本的には同法の各条文に沿ったものとしております。

なお、この条例の施行日は、令和5年4月1日といたしております。

以上で、議員提出議案第1号、藤井寺市柏原市学校給食組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

○議長(山本 忠司君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、質疑及び討論を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(山本 忠司君)

ご異議なしと認めます。よって本案は、質疑及び討論を省略することに決しました。

これより採決に入ります。本案につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(山本 忠司君)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第1号、藤井寺市柏原市学校給食組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。直ちに説明を求めます。

○事務局長(高木 康晴君)

はい、議長

○議長(山本 忠司君)

高木事務局長

○事務局長(高木 康晴君)

只今上程されました、議案第1号、藤井寺市柏原市学校給食組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

議案書の1頁から5頁をお開き願います。併せまして、別紙資料 条例新旧対照表の1頁をご参照ください。

令和3年5月に公布されましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法が改正されたことに伴い、各地方公共団体の個人情報保護条例により定められております個人情報の取扱いが、令和5年4月1日以降は個人情報保護法の規定に基づくこととなります。これに伴いまして、同法において条例で定めることとされている事項等を条例で規定する必要があることから、本条例を制定するものでございます。

条例の主な内容でございますが、第1条では本条例の趣旨を、第2条では用語の定義を定めるものでござい

す。

第3条には、開示請求があった日から開示決定等を行うまでの期限について、第4条には、第3条で規定した開示決定等の期限の特例について、第5条には、開示請求に係る手数料等の額について、第6条には、訂正決定等の期限について、第7条には、利用停止決定等の期限について定めるものがございます。

また、第8条には、藤井寺市柏原市学校給食組合行政不服等審査会に諮問することができる場合について、第9条には、個人情報保護法及び本条例の運用状況の公表について、第10条では、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定めることとしております。

併せて、附則におきまして、この条例の制定に伴う関係条例を整備するため、藤井寺市柏原市学校給食組合個人情報保護条例の廃止並びに藤井寺市柏原市学校給食組合情報公開条例の一部改正を行うものがございます。

なお、この条例の施行日は、令和5年4月1日としております。

以上で、議案第1号、藤井寺市柏原市学校給食組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(山本 忠司君)

説明が終わりました。

直ちに質疑に入ります。質疑はございませんか。

○8番(木下 誇君)

はい、議長

○議長(山本 忠司君)

木下議員

○8番(木下 誇君)

只今上程されております議案第1号、藤井寺市柏原市学校給食組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、お尋ねをいたします。

まず、本給食組合で取り扱う個人情報とはどのようなものを想定されているのかについてお尋ねいたします。

○事務局長(高木 康晴君)

はい、議長

○議長(山本 忠司君)

高木事務局長

○事務局長(高木 康晴君)

給食組合で取り扱う個人情報といたしましては、給食費を滞納され、学校からその債権の移管を受けた児童生徒の保護者の氏名、住所など、また食物アレルギーを有している児童生徒の氏名やアレルギー物質及び症状などを個人情報というふうに捉えております。

○8番(木下 誇君)

はい、議長

○議長(山本 忠司君)

木下議員

○8番(木下 誇君)

今言っていただいた様に、給食費を滞納されて学校からその債権の移管を受けた児童生徒の保護者の氏名、住所。また、食物アレルギーを有している児童生徒の氏名、アレルギー物質及び症状。こうした限定的なものではありませんけれども、個人情報として想定されているという答弁でした。

子どもはですね、この改正保護法、各市町村で出されているものをですね、そもそも設置目的が本来の個人情報保護条例ですと、個人情報というのは個人の尊厳に値するものであって、基本的人権の尊重に資するものであるという目的からですね、この公のビッグデータを外部にですね、利活用できると。こうしたものに目的自体が変わっていることが、まず大きな問題だというふうに捉えています。

今お聞きいただいた個人情報は、非常に限定的なものではあるんですけれども、やはり個人情報であることには変わりはないですので、ぜひ基本的人権の尊重に資するものだという位置づけは変わらずに、ぜひしっかりと保護の立場をとっていただくことを強く要望して、私の質問を終わります。

○議長(山本 忠司君)

他に質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山本 忠司君)

ないようでございますので、よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山本 忠司君)

討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。本案につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(山本 忠司君)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第2号、藤井寺市柏原市学校給食組合行政不服審査法施行条例の制定についてを議題といたします。直ちに説明を求めます。

○事務局長(高木 康晴君)

はい、議長

○議長(山本 忠司君)

高木事務局長

○事務局長(高木 康晴君)

只今上程されました、議案第2号、藤井寺市柏原市学校給食組合行政不服審査法施行条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

議案書の6頁から8頁をお開き願います。

行政不服審査法につきましては、昭和37年に制定されたものでございますが、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実・拡大の観点から抜本的な見直しがあり、改正法が平成28年4月1日から施行されております。これを受けまして、本組合の管理市であります藤井寺市におきましては、行政不服審査法施行条例を制定され、平成28年4月1日から施行されているところでございます。

本組合におきましても、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とした同法の趣旨に鑑みまして、このたび本条例を制定しようとするものでございます。

条例案の主な内容につきましては、審査請求人等に対する提出書類等の写しの交付に係る手数料につきまして必要な事項を定めるものでございます。

なお、この条例の施行日は、令和5年4月1日といたしております。

以上で、議案第2号、藤井寺市柏原市学校給食組合行政不服審査法施行条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(山本 忠司君)

説明が終わりました。

直ちに質疑に入ります。質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山本 忠司君)

質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山本 忠司君)

討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。本案につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(山本 忠司君)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第3号、藤井寺市柏原市学校給食組合行政不服等審査会条例の制定についてを議題いたします。直ちに説明を求めます。

○事務局長(高木 康晴君)

はい、議長

○議長(山本 忠司君)
高木事務局長

○事務局長(高木 康晴君)

只今上程されました、議案第3号、藤井寺市柏原市学校給食組合行政不服等審査会条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

議案書の9頁から16頁をお開き願います。併せまして、別紙資料 条例新旧対照表の2頁から7頁をご参照ください。

行政庁の処分等に対する審査請求につきましては、平成28年4月1日施行の改正後の行政不服審査法では、裁決の客観性・公正性を高めるため、審査庁の審理のみに委ねるのではなく、第三者の立場から、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含め、審査庁の判断の適否を審査するため、第三者機関への諮問が義務付けられており、本組合の構成市であります藤井寺市及び柏原市におきましても、第三者機関として、行政不服審査会が設置されております。

また、令和3年5月に公布されましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報保護に関する法律が改正され、個人情報保護審査会を行政不服審査法第81条第1項に規定する機関として設置することとされました。

このことから、管理市である藤井寺市におきまして、行政不服審査会、情報公開審査会及び個人情報保護審査会を統合し、新たに行政不服等審査会を設置されましたことから、本組合におきましても、行政不服審査法第81条第1項に規定する執行機関の附属機関として第三者機関を設置し、この第三者機関、情報公開審査会及び個人情報保護審査会を統合した藤井寺市柏原市学校給食組合行政不服等審査会を新たに設置するため、必要な事項を定めた本条例を制定しようとするものでございます。

条例の主な内容でございますが、第1条では本条例の趣旨を、第2条では本審査会の設置規定を、第3条で本審査会の所掌事務を定めるものでございます。

また、第4条から第9条におきましては、本審査会の組織、審査会委員の任期、審査会の会議等について定めており、第10条から第18条におきましては、用語の定義、本審査会の調査審議等の手続きについて、第19条におきましては、委任について定めるものでございます。併せまして附則におきまして、この条例の制定に伴いまして、関係条例を整備するため、藤井寺市柏原市学校給食組合情報公開条例及び非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行なうものでございます。

なお、この条例の施行日は、令和5年4月1日としております。

以上で、議案第3号、藤井寺市柏原市学校給食組合行政不服等審査会条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(山本 忠司君)
説明が終わりました。

直ちに質疑に入ります。質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山本 忠司君)

質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山本 忠司君)

討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。本案につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(山本 忠司君)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第4号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についてを議題といたします。直ちに説明を求めます。

○事務局長(高木 康晴君)

はい、議長

○議長(山本 忠司君)

高木事務局長

○事務局長(高木 康晴君)

只今上程されました、議案第4号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の17頁から18頁をお開き願います。併せまして、別紙資料 条例新旧対照表の8頁から10頁をご参照ください。

少子高齢化が進み、生産年齢人口の減少が進む日本におきましては、複雑、高度化する行政課題への的確な対応等の観点から能力と意欲のある高齢期の職員に最大限活躍いただき、次の世代にその知識、技術、経験等を継承していくことが求められております。こうしたことに対応していくため、令和3年6月に地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、令和5年度より職員の定年が段階的に65歳まで引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るための諸制度が設けられました。地方公務員の定年は、国家公務員の定年を基準として、条例で定めるものとされており、本組合の職員の定年等に関する条例におきましては、管理市である藤井寺市に準じております。令和5年4月1日からの引き上げに向け、その他の関係条例につきましては、法改正の趣旨を踏まえた所要の整備を行うため、一部改正及び廃止をするものでございます。

第1条、職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員として、異動期間を延長された管理監督職を占める職員を追加し、再任用短時間勤務職員等を定年前再任用短時間勤務職員等に変更するものでございます。

第2条、藤井寺市柏原市学校給食組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員法の改正に伴う引用条項を変更するものでございます。

第3条、職員の再任用に関する条例の廃止につきましては、定年延長に伴い、現行の再任用制度を廃止するものでございます。

なお、この条例の施行日は、令和5年4月1日としております。

以上で、議案第4号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(山本 忠司君)

説明が終わりました。

直ちに質疑に入ります。質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山本 忠司君)

質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山本 忠司君)

討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。本案につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(山本 忠司君)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第5号、職員の降給に関する条例の制定についてを議題といたします。直ちに説明を求めます。

○事務局長(高木 康晴君)

はい、議長

○議長(山本 忠司君)

高木事務局長

○事務局長(高木 康晴君)

只今上程されました、議案第5号、職員の降給に関する条例の制定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の19頁から20頁をお開き願います。

令和3年6月公布の地方公務員法の一部を改正する法律によりまして、職員の定年が段階的に引き上げられることに伴い、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制が導入され、60歳の役職定年年齢に達した日の翌日から最初の4月1日までの異動期間内に降任または降給を伴う転任を行い、管理監督職以外の職に任用することとなるため、降給に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

条例の内容につきましては、管理市であります藤井寺市の職員の降給に関する条例を準用するものでございます。

なお、この条例の施行日は、令和5年4月1日としております。

以上で、議案第5号、職員の降給に関する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(山本 忠司君)

説明が終わりました。

直ちに質疑に入ります。質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山本 忠司君)

質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山本 忠司君)

討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。本案につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(山本 忠司君)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第6号、職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題といたします。直ちに説明を求めます。

○事務局長(高木 康晴君)

はい、議長

○議長(山本 忠司君)

高木事務局長

○事務局長(高木 康晴君)

只今上程されました、議案第6号、職員の高齢者部分休業に関する条例の制定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の21頁から22頁をお開き願います。

本制度は公務の運用に支障がないと認められる場合に常勤職員の身分のまま原則としてその勤務時間の半分以上を上限として休業することができるとするもので、勤務しない時間の給与は減額されるものでございます。これは地方公務員法の一部を改正する法律による定年延長に伴い、60歳を超える職員につきまして、健康上、人生設計上の理由等による多様な働き方へのニーズの高まりなどへの対応としまして、公務員の任用、勤務形態の多様化を図ることを目的に制定するものでございます。

本条例の内容につきましては、管理市であります藤井寺市の職員の高齢者部分休業に関する条例を準用するものでございます。

なお、この条例の施行日は、令和5年4月1日としております。

以上で、議案第6号、職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(山本 忠司君)

説明が終わりました。

直ちに質疑に入ります。質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山本 忠司君)

質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山本 忠司君)

討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。本案につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(山本 忠司君)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第7号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。直ちに説明を求めます。

○事務局長(高木 康晴君)

はい、議長

○議長(山本 忠司君)

高木事務局長

○事務局長(高木 康晴君)

只今上程されました、議案第7号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の23頁から31頁をお開き願います。併せまして、別紙資料 条例新旧対照表の11頁から21頁をご参照ください。

今回の改正は、令和4年8月8日付け人事院勧告の趣旨を踏まえ、管理市であります藤井寺市と同様に本組合の会計年度任用職員の給料表におきまして改正を行うものでございます。

なお、この条例の施行日は、令和5年4月1日といたしております。

以上で、議案7号、職員の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(山本 忠司君)

説明が終わりました。

直ちに質疑に入ります。質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山本 忠司君)

質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山本 忠司君)

討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。
これより採決に入ります。
お諮りいたします。本案につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(山本 忠司君)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。
次に、日程第11、議案第8号、令和4年度藤井寺市柏原市学校給食組合補正予算(第2号)についてを議題といたします。直ちに説明を求めます。

○事務局長(高木 康晴君)

はい、議長

○議長(山本 忠司君)

高木事務局長

○事務局長(高木 康晴君)

只今上程されました、議案第8号、令和4年度藤井寺市柏原市学校給食組合補正予算(第2号)につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の1頁をお開きいただきたいと存じます。

本補正予算案は第1条におきまして、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,732万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億3,645万2千円とするものでございます。

第2条は、地方債の補正でございますが、3頁をお願いいたします。

当初予算でお認めいただきました耐震補強工事等に要する経費8,220万円にかかる地方債での限度額は6,160万円でしたが、落札減により同経費が減となりましたことに伴いまして地方債の限度額を720万円減額し、5,440万円とするものでございます。

それでは、歳入歳出予算補正事項別明細書に基づきまして、歳出よりご説明申し上げます。

6頁をお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1組合議会費、47万6千円の減額補正は、行政視察研修の予算残として旅費46万1千円と、食糧費1万5千円を減額するものでございます。

続きまして、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、合計で1,000万6千円の増額補正でございます。このうち、節2の給料、節3の職員手当等及び節4共済費の事務職員に係ります人件費につきましては、今年度の職員の異動等を反映させ、年度末までの決算見込み額によりまして、それぞれ増額又は減額するものでございます。

節8旅費は、管理者等の費用弁償を減額するものでございます。

節10需用費から次の7頁、節17備品購入費につきましては、執行残及び落札減等による不用額でございます。

節18負担金補助及び交付金は、地方公務員災害補償基金負担金につきまして、今年度の職員の異動等を反映させ、年度末までの決算見込み額によりまして、1千円を増額しております。

款3教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費、4万1千円の減額補正は、教育長の特別旅費及び普通旅費を減額するものでございます。

目2事務局費でございますが、合計で3,702万3千円の減額補正をお願いするものでございます。このうち、節1報酬から8頁の節4共済費につきましては、年度末までの決算見込みによりまして教育委員会事務局職員及び会計年度任用職員にかかります人件費の増減額でございます。

節8旅費につきましては、教育委員会事務局職員の普通旅費と教育委員会事務局の会計年度任用職員にかかる通勤費の不用額でございます。

節10の需用費及び節11役務費につきましては、執行残による不用額でございます。

節12委託料につきましては、落札減等により12万9千円を減額するものでございます。

次の9頁をお願いいたします。

節13使用料及び賃借料につきましては、執行残により5万円を減額するものでございます。

節14工事請負費につきましては、落札減により946万円を減額するものでございます。

節17備品購入費は、落札減により158万6千円を減額するものでございます。

節18負担金補助及び交付金につきましては、協議会負担金の不用額1千円、耐震補強工事事務費負担金は工事に要する経費が落札減により減額となりましたことから、当該経費の事務費負担金につきましても26万3千円を減額するものでございます。また、藤井寺市柏原市学校給食会口座振込手数料等補助金につきましても、年度末までの決算見込み額によりまして、14万8千円を減額するものでございます。

款4公債費、項1公債費、目2利子につきましては、耐震補強工事等の財源として令和4年度及び令和3年度に借入れいたしました地方債に伴う利子が確定したこと等により21万3千円を増額するものでございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。

5頁にお戻り願います。

款1分担金及び負担金につきましては、歳出の減額補正に合わせまして、説明欄記載のとおり、藤井寺市が1,310万1千円の減、柏原市が1,341万5千円の減、両市合わせまして2,651万6千円を減額補正するものでございます。

次の款3繰越金につきましては、前年度繰越金として629万9千円を増額補正するものでございます。

次の款4諸収入、項1預金利子につきましては、利子収入がございませんので減額補正をさせていただきます。

項2雑入の9万7千円につきましては、会計年度任用職員等にかかります雇用保険個人掛金が4万3千円の増額、栄養士実習受入金が5万4千円の増額をそれぞれ補正するものでございます。

次の款5組合債につきましては、先ほど地方債補正のところでご説明申し上げました内容と重複いたしますので、省略させていただきます。

以上、誠に簡単な説明で恐縮ではございますが、何卒よろしくご審議のうえ、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(山本 忠司君)

説明が終わりました。

直ちに質疑に入ります。質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山本 忠司君)

質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山本 忠司君)

討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。
これより採決に入ります。

お諮りいたします。本案につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(山本 忠司君)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第9号、令和5年度藤井寺市柏原市学校給食組合予算についてを議題といたします。直ちに説明を求めます。

○事務局長(高木 康晴君)

はい、議長

○議長(山本 忠司君)

高木事務局長

○事務局長(高木 康晴君)

只今上程されました、議案第9号、令和5年度藤井寺市柏原市学校給食組合予算につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の予算書1頁をお開き願います。

第1条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億712万3千円と定めるものでございます。

次の第2条は、地方債の規定でございます。内容につきましては、4頁をお願いいたします。

「第2表 地方債」でございますが、学校教育施設等整備事業債として、食缶洗浄機の買換えに要する経費に対する地方債で、限度額が1,420万円となるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

1頁にお戻り願います。

次の第3条は、歳出予算の流用について定めております。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書に基づきまして、主な内容を歳出からご説明申し上げます。9頁をお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1組合議会費では、組合議会の活動並びに運営に要する経費といたしまして176万2千円の計上でございます。議員報酬123万6千円、旅費47万1千円が主な内容でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございますが、2億5万円の計上で、前年度に比べまして6,288万8千円の増額となっております。

主な内容でございますが、節2給料から10頁の節4共済費までは、事務職員7名の人件費でございます。なお、人件費の明細につきましては調理職員も含めまして15頁から19頁に記載いたしておりますので、後ほどご参照賜りたいと存じます。

10頁でございます。

節10需用費は1億1,522万円の計上でございます。このうち、光熱水費は、燃料価格の高騰や急激な円安の影響等を勘案し、令和5年度につきましては、1億215万円をお願いするものでございます。また、修繕料につきましては、経年劣化によります建物の外壁塗装及び緊急時に対応いたします修繕料を含めまして合計1,120万7千円をお願いするものでございます。

節11役務費でございますが、通信運搬費は181万7千円。手数料といたしまして、各種手数料合計412万9千円。その他、保険料を含めまして合計611万円の計上でございます。

節12の委託料は、10頁から11頁の説明欄に記載しております建物総合管理業務など8件で、合計2,185万4千円でございます。

節13使用料及び賃借料は、パソコン借上料95万1千円を含めまして96万6千円の計上でございます。

項2監査委員費、目1監査委員費は、識見を有する監査委員及び組合議会選出監査委員への報酬14万4千円の計上でございます。

次の12頁をお開き願います。

款3教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費は、教育委員への報酬7万2千円と、事務点検評価員への報酬1万9千円並びに旅費4万7千円等の合計16万1千円の計上でございます。

次の目2事務局費は、給食調理業務に要します経費で、前年度と比較いたしまして8,461万1千円減額の3億9,714万3千円の計上でございます。主なものにつきましてご説明申し上げます。

12頁から13頁に記載しております、節1報酬から節4共済費までは、会計年度任用職員の調理員や、配送補助職員等43名、事務職員5名、管理栄養士1名、調理職員18名、再任用職員7名の人件費等で、合わせまして2億7,086万4千円の計上でございます。

節8旅費でございますが、会計年度任用職員の通勤費87万9千円を含めまして92万円でございます。

節10需用費は、1,918万5千円の計上でございます。このうち、消耗品費が990万円、修繕料が緊急修繕費用390万円、調理職員等に貸与いたします被服費が232万円、食育・地場産食材に係る費用としての賄材料費200万円が主な内訳でございます。

節11役務費でございますが、手数料につきましては、食品品質検査手数料、検便手数料等、各種手数料合計189万9千円とその他、保険料を含めまして合計193万7千円を計上いたしております。

節12の委託料につきましては、説明欄に記載しております学校給食配送回収業務など4件で、合計7,857万円の計上でございます。

節13使用料及び賃借料につきましては、カラー複合機借上料として28万9千円の計上でございます。

14頁でございます。

節17備品購入費でございますが、老朽化したPEN 食器の買換え費用として568万5千円、洗浄作業に使用いたします食缶洗浄機が、設置から21年が経過し、老朽化による誤作動が多発していることから安心安全な給食提供のための買換え費用といたしまして1,903万円、その他、備品1件の購入費との合計2,498万6千円の計上でございます。

款4公債費でございますが、元金償還と利子支払いとして合計733万8千円の計上でございます。

次の、款5諸支出金、項1基金費、目1基金費は、科目設定としての1千円、款6予備費につきましては、50万円を計上しております。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げます。

7頁にお戻り願います。

款1分担金及び負担金、項1分担金、目1組合費分担金につきましては、5億9,245万7千円でございます。内訳といたしまして、藤井寺市2億9,578万6千円、柏原市2億9,667万1千円でございます。

8頁 下でございます。

款5組合債は、食缶洗浄機の買換えに要する費用の1,903万円に対する地方債で、充当率75%の合計1,420万円の計上でございます。

以上によりまして、令和5年度当初予算額は、3頁の第1表・歳入歳出予算の額となり、歳入歳出それぞれ

6億712万3千円をお願いするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第9号、令和5年度藤井寺市柏原市学校給食組合予算の概要説明とさせていただきます。何卒よろしくご審議のうえ、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(山本 忠司君)

説明が終わりました。

直ちに質疑に入ります。質疑はございませんか。

○9番(橋本 満夫君)

はい、議長

○議長(山本 忠司君)

橋本議員

○9番(橋本 満夫君)

おはようございます。10頁、7報償費 産業医報償金、48万円計上されてます。昨年の決算の審査でも私触れましたが、産業医さんの役割としては、全員の職員さんですけど、特に調理職員さんが健康的に働くための、環境づくりもあると思うんですが、1点お聞きします。令和4年度、熱中症の症状を起こした調理職員さんは何人いらしたでしょうか。

○給食課長(花田 淳君)

はい、議長

○議長(山本 忠司君)

花田給食課長

○給食課長(花田 淳君)

令和4年度につきましては、2名の職員が熱中症の症状を呈しております。

○9番(橋本 満夫君)

はい、議長

○議長(山本 忠司君)

橋本議員

○9番(橋本 満夫君)

令和4年度は2人の方がいらっしゃったという中では、令和5年度、また今年の6月から調理場がすごい温度になりますが、令和5年度、特にその熱中症の対策は何かお考えでしょうか。

○給食課長(花田 淳君)

はい、議長

○議長(山本 忠司君)

花田給食課長

○給食課長(花田 淳君)

これまででも、スポットクーラーの設置や調理工程など、ハード面、ソフト面、両面において熱中症対策に取り組んで参りましたが、令和5年度におきましても、引き続き環境改善など、有効な熱中症対策の検討を進めて参りたいと考えております。

○9番(橋本 満夫君)

はい、議長

○議長(山本 忠司君)

橋本議員

○9番(橋本 満夫君)

今回同封されてました、この教育委員会の点検評価に関する報告書、対象年度が令和3年度ですけども、ここの6頁に、施策名 施設設備の整備、名称 安心安全で衛生的な学校給食、主要施策として施設・設備の老朽化の対応という項目があります。点検及び評価としては、総括として令和3年度に予定していた修繕については完了したが、施設の全般的な老朽化は否めず、今後においても、施設の状況を的確に把握し、調理場の環境改善として計画的に修繕していくことが重要であると、こう書かれています。今は熱中症のお話もしました、これは命の関わる問題です。あと、ふらっとしていたら、異物混入にも及ぶ問題と思います。あと、高温で食中毒にも関わる問題だと思うんですね。そういう意味ではこの点検評価で言われているように、調理場の環境改善として計画的に修繕していくことが必要だと評価員さんも言われているので、空調施設が無いのが本当に大きな問題だと思うので、お金もかかる問題ですけども、管理者も含めてこの辺は今後ともお考えください。引き続きよろしいですか。

○議長(山本 忠司君)

はい、どうぞ

○9番(橋本 満夫君)

あと2点だけ、質問させていただきます。同じ頁にあります、10需要費 修繕料、簡単に説明がありました。昨年この修繕料は263万8千円が計上されてましたが、今年度は1,120万7千円と大きな修繕が予定されていますが、具体的にどのような形で修繕をされるのでしょうか。

○事務局長(高木 康晴君)

はい、議長

○議長(山本 忠司君)

高木事務局長

○事務局長(高木 康晴君)

修繕料につきましては、令和5年度は、第1センター北側・東側それから受水槽室の外壁面の塗装及び修繕補修を考えております。前回の塗装からこれらの箇所は20年以上が経過しておりまして、受水槽につきましては平成19年に塗装しているんですが、各所に亀裂や塗装の剥離等が見られる状況となっておりますことから実施するもので、この塗装補修に関しまして、920万7千円というふうになっております。

○9番(橋本 満夫君)

はい、議長

○議長(山本 忠司君)

橋本議員

○9番(橋本 満夫君)

第1センターということは、この建物ですかね。外壁は確かに剥がれてますわ。格好悪いという中で、これまたこの点検評価報告書でいきますと、評価員 学識経験者の知見の活用として、園田学園女子大学短期大学部准教授の眞木優子さん、私調べましたが、学校では栄養学や食品栄養学の学科を担当されている先生が、一番最後のページに教育委員会の点検評価に対する学識経験者、この方、人件費1万9,000円、歳出されていますね。意見として、(1)安心安全で衛生的な学校給食の一番下、今後もこの施設を継続して使用するにあたり、施設が老朽化していることは明らかであるため、早め早めの施設・整備計画を立て、安全性を確保していただきたいと先生ね、言われています。優先順位つけていただいて、まずは子ども達に安全安心な給食を提供するための、先生言われている老朽化している中で、するやつは予算もいる話ですけども、そこは第一に考えて、今後も予算付けをお願いいたします。

最後です。13頁、10の需要費 一番下、賄材料費。ここの予算が今回200万ですけども、昨年、藤井寺の瀬川覚議員が、これ予算、昨年度は125万でした。それに対して、やっぱりこの予算は上げて欲しいという要望をされていましたが、今回75万上がって200万計上されてますが、主にどのような藤井寺や柏原市の地場産を購入するための予算でしょうか、お尋ねします。

○給食課長(花田 淳君)

はい、議長

○議長(山本 忠司君)

花田給食課長

○給食課長(花田 淳君)

令和5年度の主なものとしたしましては、藤井寺市の藤れんこんと、柏原市のデラウェアゼリーとなっておりますが、柏原ワインを新たに採り入れ、ワインソース添えやワインソース煮などの献立として提供することを計画しております。

なお、食育の観点から未来の藤井寺市・柏原市を担う子供たちのため、また地域活性化、地域振興施策のひとつとして、工夫をこらし、より効果のある取組を行って参りたいと考えております。

○9番(橋本 満夫君)

はい、議長

○議長(山本 忠司君)

橋本議員

○9番(橋本 満夫君)

ありがとうございます。今ご答弁もいただきました、この眞木優子先生も一番最後のページに書かれています、もう全部は読みませんがね、地場産物を学校給食で活用することは、自分が住む地域で栽培されている食材、特産物を知ることができ、さらに興味を持つことで地域への親しみや郷土愛が芽生える第一歩である云々とあります。今回柏原のワインを使っていたら、これ飲むんじゃありませんね、ソースでね、柏原ワインを使っていたらいい中では、いつも献立表も工夫していただいています。一番最後に先生が書かれているのが、これ、管理者も副管理者も自慢ができるところですわ。児童生徒、その保護者に対して、両市は市単独でこれやらんかったら給食費が上がってしまう中で、200万を組むことで藤井寺の藤れんこん、バジル、柏原市のぶどう、みかん、今回は柏原ワインを使っていたらいい、やっています。最後に先生は、未来を担う子ども達のことを最優先に考え、地場産物調達費用の拡充に努めていただき

たいと言われてるんでね、今後も拡充していただいて、地場産物を、管理栄養士さんは本当に色々と考えてくれてます。このあと今日いただく給食も私は感動しました。今週の金曜日、私立高校の受験ですわ、その受験を担った今日は給食が、このあと楽しみにして下さい。本当に考えて、米粉を利用している、小麦粉アレルギーの子が食べられへん、米粉を利用しているとかね、まあお楽しみで。中学校受験、高校受験のための子のことを考えた本日の給食になってる中ではね、本当に管理栄養士さんも含めて工夫もしていただいている中では、この地場産の物を使う予算、これね、頑張っってこれからも拡充していただきますようお願いして、終わります。

○議長(山本 忠司君)

他に質疑はございませんか。

○8番(木下 誇君)

はい、議長

○議長(山本 忠司君)

木下議員

○8番(木下 誇君)

当初予算書の13頁ですね、10の需用費 先ほど橋本議員が質問された賄材料費について、地場産物の調達に係る予算を大幅に拡充していただいたこと、大変評価をいたします。

それに関連してですね、2点心配な、確認したい点がありますので、お聞きをいたします。今やはり食料品等の物価高騰が続いてる中で、給食の品数ですね、これが減ったりね、しないのかどうか、まず確認させてください。

○給食課長(花田 淳君)

はい、議長

○議長(山本 忠司君)

花田給食課長

○給食課長(花田 淳君)

児童生徒1人1回当たりの必要な栄養量が、学校給食摂取基準で設けられておりますので、献立作成にあたりましては、その基準に基づきながら、残菜等の実情にも十分配慮し、多様な食品を適切に組み合わせることにより、献立を作成しております。

○8番(木下 誇君)

はい、議長

○議長(山本 忠司君)

木下議員

○8番(木下 誇君)

学校給食の摂取基準が設けられていて、その基準に基づきながら、多様な食品を適切に組み合わせることにより献立を作成すると、給食の品数が減ったりはしないという、そういう受け止めをさせていただきます。

続いてですね、確認させていただきたいのは、この間、物価高騰対策支援として両市とも3学期の給食費のね、無償化、軽減をしていただいています。3学期、期限を切ってますので、その後ですね、やはりこの物価高騰による影

響というのはやはり続いていくというふうに思っています。そうしたことが考えられる中で、保護者負担ですね、やはり増やすことはあってはならないというふうに考えます。給食費の値上げ、令和5年度ですね、考えてないというふうに答えていただきたいんですけど、如何ですか。

○給食課長(花田 淳君)

はい、議長

○議長(山本 忠司君)

花田給食課長

○給食課長(花田 淳君)

保護者負担の学校給食費につきましては、学校給食会の理事会において、協議されますが、令和5年度には給食費改定の予定はございません。

○8番(木下 誇君)

はい、議長

○議長(山本 忠司君)

木下議員

○8番(木下 誇君)

はい、ありがとうございます。令和5年度に給食費改定の予定はないということで、私どもはですね、学校給食、憲法にはね、義務教育はこれが無償化する立場というので、やはり恒久的にね、給食費は無償化をすべきだという立場ですので、引き続きそれは求めていきたいというふうに思います。

最後にですね、13頁の委託料、学校給食配送回収委託料。これに関連して、要望だけさせていただきたいと思えます。年間のね、給食実施回数についてです。この間、給食の実施回数、藤井寺市はですね、柏原市が実施している期間にも2回程度、藤井寺市は給食が実施されていないことでありますとか、夏季休業明けの始業式の時期が、藤井寺市、柏原市で違うことからですね、藤井寺市は柏原市よりさらに給食実施回数が少なくなっていると、このことを市議会でも指摘をさせていただきまして、教育長からは、各家庭によって栄養摂取のばらつきが課題となっているということ、またそのことから理事会で検討していきたい旨の答弁はいただいています。藤井寺市としてはね、これは引き続き学校給食の実施回数については、増やすということは検討していただきたいんですけども、それをやった上でもですね、この藤井寺市柏原市学校給食組合自体の年間の給食の実施回数、これが近隣市と比べてやはり少ないんですね。本組合の年間の実施回数184回になっています。例えば、東大阪市は194回。八尾市は188回。松原市は187回。羽曳野市は192回。富田林市は186回。大阪狭山市は188回。河内長野市は187回と、やはり近隣市と比べても、本組合自体のね、全体的な給食の実施回数がやはり少ないと。やはり共働き世代も増えていることもありますし、やはり子どもの貧困対策ね、藤井寺市は子どもの生活実態調査を行いまして、11.2%、子どもの相対的貧困率が。11人に1人の子どもが相対的貧困の状況に置かれているという数値が出ています。柏原市さんも結果は私知らないんですけども、やはりどの家庭に生まれた子ども達にも、しっかりと栄養価のある学校給食を1回でも多くね、実施回数をぜひ増やしていただきたい。管理者、副管理者いますんで、要望させていただきます。この後ね、いただく給食もぜひこの温かい給食をね、子ども達に一回でも多くと、ぜひ思いを馳せながら、召し上がっていただきたいというふうに思いますし、そうしようと思った時に、やはり調理師さんの人員体制であったりとか、やはり職場環境の改善、これは両輪だというふうに思います。その点も踏まえて橋本議員から要望がありましたので、ぜひ受け止めていただきたいということを申し添えて私の質問を終わります。以上です。

○議長(山本 忠司君)
他に質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山本 忠司君)
ないようでございますので、よって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山本 忠司君)
討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。
これより採決に入ります。
お諮りいたします。本案につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(山本 忠司君)
ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。
以上で、本日の議事日程は終了いたしました。提出されました議案の審議は、全て議いたしました。
本日は、各議員におかれましては、慎重なるご審議をいただき、ご決定並びに円滑な議事運営にご協力を賜り、無事に閉会の運びとなりましたことに対しまして、厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございました。
各位におかれましては、両市とも定例市議会を控えられ、ご多忙を極められているものと存じますが、健康に十分にご留意いただき、益々ご活躍されますことをお祈り申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。
それではこれもちまして、令和5年藤井寺市柏原市学校給食組合議会第1回定例会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

午前12時閉会

議 長	山本 忠司
[署名議員]	
6番	田中 秀昭
8番	木下 誇